

TOPICS 01

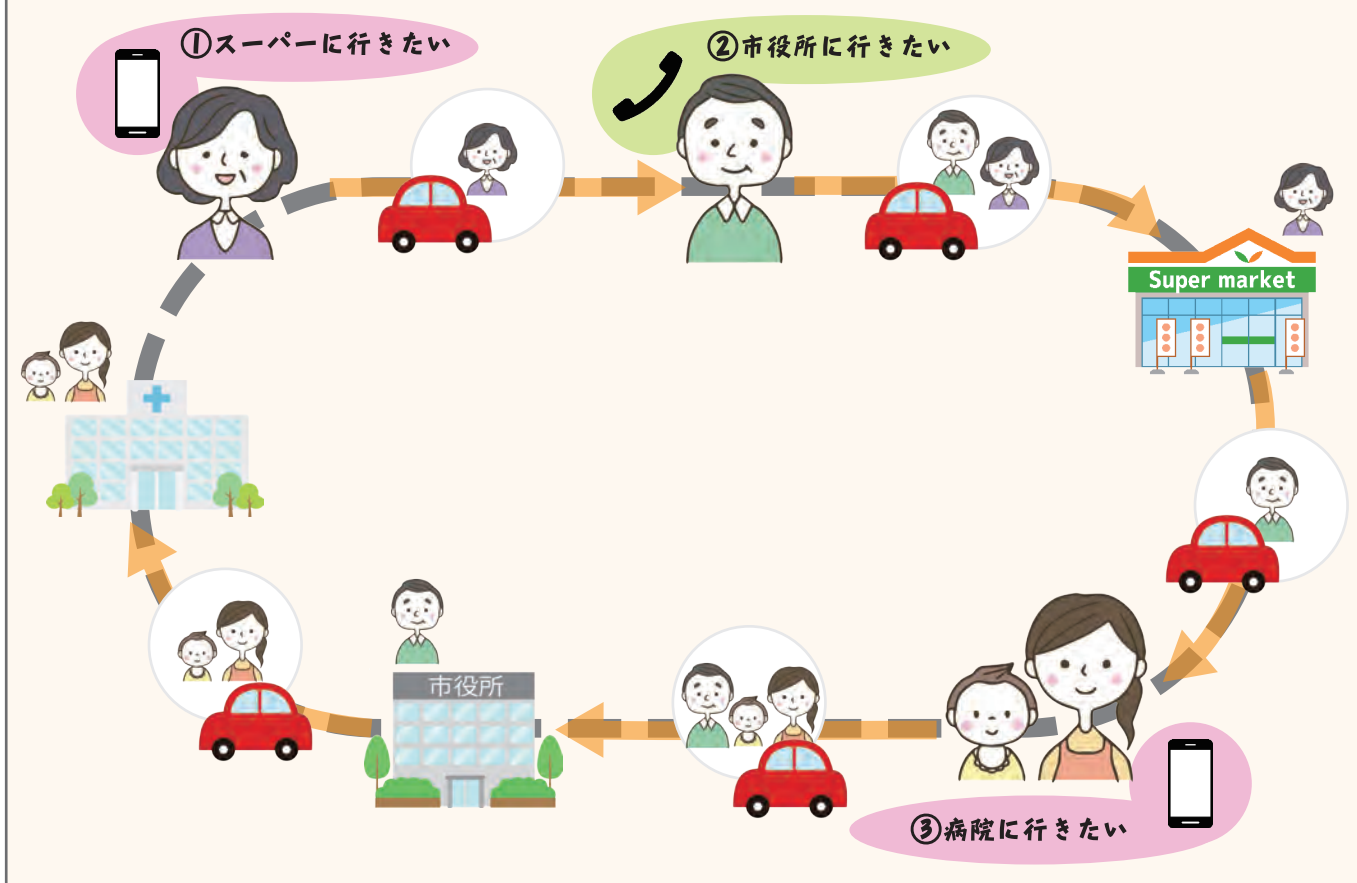
循環バス・尾上乗合タクシーは 12月より新たなデマンド交通に移行します



市では利便性向上のため、右記路線を新たなデマンド交通に移行します。現在の循環バス・尾上乗合タクシーは、時刻表に従い運行しているため、時刻表にない時間やルートでは利用ができませんでした。また、商業施設を経由しない路線もあり、停留所から商業施設へ歩いて移動する必要がありました。新たなデマンド交通は、予約内容に応じて運行時間やルートが決定するため、利用者の希望に近い条件で乗車することができます。

- 移行時期** 12月1日(日)～
- 移行路線** 循環バス（新屋・尾崎線、唐竹・広船線、杉館・松崎線、岩館・大坊線）
尾上乗合タクシー（新山・平賀線、金屋・平賀線）
- 運行時間** 8：00～18：00（毎日運行）
- 運賃** 1乗車 大人 300円、小学生 200円、障がい者 200円、幼児 無料
- 乗降場所** 既存の停留所に加え、設置を希望するスーパー、コンビニ、医療機関などにも設置。現在の路線の運行区域内の乗降場所であれば、どこでも乗降可能になります！
- 利用方法** スマートフォン（LINE・アプリ）または電話による乗車予約が必要です。（乗車予約は、ご利用希望時刻の1週間前から30分前まで予約できます。）

新たなデマンド交通のイメージ図



●**乗り方説明会** 新たなデマンド交通の予約方法や乗り方について説明会を開催します。ぜひご参加ください。

【日程・場所】

- ・10月30日(水)14：00～ 本庁舎
- ・10月31日(木)10：00～ 本庁舎
- ・11月1日(金)10：00～ 尾上地域福祉センター
- ・11月11日(月)10：00～ 本庁舎
- ・11月12日(火)14：00～ 本庁舎

【費用】 無料

【定員】 各回15名（先着順）

【申込み】 開催日の前日までに電話で申込み。

※その他、町会からの要望に応じて、日程調整の上、出張説明会を随時実施します。

【問合せ・申込み】 政策推進課 政策推進係 ☎55-5737（本庁舎3階21番窓口）

TOPICS 02

新型コロナウイルスおよびインフルエンザワクチン接種のお知らせ

1 高齢者等新型コロナウイルスワクチンの接種費用について

高齢者等を対象とした令和6年度新型コロナウイルスワクチン接種の助成額は、**13,300円（1人1回限り）**となります。医療機関が定める接種料金から助成額を差し引いた金額が自己負担額となります。

2 申込方法

- (1) 接種を希望する医療機関へお問い合わせいただき、事前に予約が必要な場合はご予約の上、接種当日に健康保険証を持参し、接種を受けてください。幼児・小学生、中学生の場合は母子健康手帳も持参願います。
- (2) 予診票は医療機関に備え付けのものを使用ください。
- (3) 予防接種の対象となる方のうち生活保護受給者の方は接種費用無料です。市発行の無料接種券を医療機関窓口へ提出ください。

3 助成対象の接種期間

(1) 新型コロナウイルスワクチン接種

10月1日から令和7年3月31日まで

(2) インフルエンザ予防接種

10月1日から令和7年1月31日まで

※(1)と(2)ともに、医療機関によっては早期に終了する場合があります。

4 予防接種健康被害救済制度について

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、副反応による健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こる場合があります。極めてまれなものですがなくすことはできないことから、救済制度が設けられています。予防接種の種類によって、請求先、救済給付の種類などが異なります。

実施医療機関（市内のみ）

医療機関名	電話番号	高齢者等 新型コロナ	高齢者等 インフル	妊婦 インフル	中学生 インフル	幼児・小学生 インフル	備考
碓ヶ関診療所	45-2780	○	○	○			要予約 ※インフルは12月までは予約不要
いとう外科内科 クリニック	57-5850	○	○	○	○	○	
おのえ診療所	43-5885		○	○	○	○	要予約
葛川診療所	55-2404	○	○		○		要予約 ※インフルは11月から開始
斎藤医院	57-3308		○		○		
須藤医院	44-3100	○	○	○	○	○	
花田医院	57-3528	○	○	○	○	○	
平川診療所	44-3101	○	○		○		要予約 ※10月はコロナ、11月はインフルを実施
ふくしま クリニック	43-1215		○	○	○	○	通院されている方のみ
まるも泌尿器科 内科クリニック	43-0901		○		○		通院されている方のみ

今年度の新型コロナウイルスワクチンは、「オミクロン」JN.1系統の株に対応したワクチン」を使用します。

市外の実施医療機関

市ホームページをご覧ください。

新型コロナ
ウイルス



インフル
エンザ



[問合せ]

- ① 新型コロナウイルスワクチン接種 新型コロナウイルスワクチン接種対策室 ☎55-5829（本庁舎2階10番窓口）
- ② 定期接種について（新型コロナ以外） 子育て健康課 母子保健係 ☎55-5826（本庁舎2階10番窓口）
- ③ 任意接種（定期以外の予防接種）に係る健康被害について
医薬品医療機器総合機構 相談窓口 0120-149-931
※IP電話などからフリーダイヤルがご利用になれない場合は、03-3506-9425（有料）をご利用ください。

TOPICS 03

令和7年度農業関係補助事業の要望調査を行います

令和7年度実施予定の農業関係補助事業について、要望調査を実施します。事業の活用を予定している方は、必ず要望してください。

※当調査は予算要望用資料として使用するものであり、予算を確約するものではありません。

要望期限 11月8日(金)

※事業ごとに記載されている必要書類を提出してください。

果樹・施設野菜

●ふるさと農業応援事業

①簡易トイレ整備事業

簡易トイレの購入費や設置費用を補助

②作業場整備事業

作業場コンクリート舗装に要する費用を補助

③かん水施設整備事業

かん水施設一式や部材の購入費を補助

補助率 1/3以内(上限15万円)

対象者 果樹経営面積50a以上
(特産果樹・施設野菜は5a以上)

【必要書類】カタログ、見積書

※作業場整備事業のみ不要

果樹のみ

●ふるさと農業応援事業

・果樹園防風ネット張替事業

防風ネットや張替費用を補助
(ワイヤー、支柱などは対象外)

補助率 1/3以内

対象者 果樹経営面積50a以上

●特産果樹産地育成・ブランド確立事業

支柱・樹棚の購入費、雨よけハウスの整備に係る経費を補助

補助率 1/3以内(上限あり)

対象者 認定農業者、認定新規就農者、
営農集団など

【必要書類】見積書

全品目

●スマート農業導入支援事業

【必要書類】カタログ、見積書

①農業用ドローンの導入に係る経費を補助

補助率 1/2以内または3/10以内(上限あり)

対象者 JA水稲連に所属し、他の生産組織の防除も行う組織、認定農業者、認定新規就農者

②ドローンの技能認定に係る経費を補助

補助率 1/2以内(上限あり)

対象者 JA水稲連に所属し、他の生産組織の防除も行う組織、認定農業者、認定新規就農者

③ロボット草刈機、ラジコン草刈機、アシストスーツの導入に係る経費を補助

補助率 3/10以内(上限あり)

対象者 認定農業者、認定新規就農者、果樹産地構造改革計画において定められている「担い手」の要件を満たす者

④自動操舵装置、自動水管理装置の導入に係る経費を補助

補助率 1/4以内(上限あり)

対象者 認定農業者、認定新規就農者

野菜・花き

●生産額拡大施設等整備事業

パイプハウス、省力化・高品質化を目的とした機械の導入に係る経費を補助

補助率 3/10以内、条件により1/2以内(上限あり)

対象者 認定農業者、認定新規就農者、農業法人など

【必要書類】カタログ、見積書

[問合せ] 農林課 生産振興係 ☎55-5718 (本庁舎3階18番窓口)

有料広告

地球にやさしい
情報化社会
をめざして

since 1965

TEL 017-761-5303
FAX 017-761-5313

ACS 株式会社 青森電子計算センター
〒038-0031 青森市大字三内字丸山393番地270

有料広告

パレットショップ弘前林橋工房店

SDGs
フリマ
2024
秋

10月27日(日)
10:00~15:00

尾上農工団地
カネショウ向かい
(平川市日沼富田30-9)

出店多数!
(6日間開催の様子)

詳細はこちら

QRコード

本イベントは、公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団の支援を受けて実施しています。

国民健康保険・後期高齢者医療保険にご加入のみなさまへ

●医療機関は適正に受診しましょう

過度な受診や薬の服用は、医療費が高額になったり、身体への負担がかかることにも繋がります。日ごろから自分の体調に目を向けて予防をしたり、次のポイントを押さえて医療機関を受診することなどを心がけましょう。

1 重複受診をやめましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診することにより初診料や検査料がかかり、医療費が高額になります。また、何度も検査や処置、投薬などを行うことで、体に負担がかかることがあります。

2 多剤服用（ポリファーマシー）に気をつけましょう

単に服用する薬の数が多いことではなく、多くの薬を服用しているために、副作用を起こしたり、きちんと薬が飲めなくなったりしている状態をいいます。処方される薬が6種類以上になると、副作用などを起こしやすくなるといわれています。

薬を飲んでいて、めまいやふらつき、食欲低下や物忘れなどの症状がある場合は、勝手に薬をやめたり減らしたりせず、必ず医師や薬剤師に相談しましょう。



3 かかりつけ医をもちましょう

かかりつけ医をもつと、体質や持病を理解したうえで助言してくれたり、必要に応じて専門医を紹介してくれたりするので安心です。

4 かかりつけ薬局をもちましょう

かかりつけ薬局をもつと、薬歴（薬の服用記録）管理や飲み合わせによる副作用の防止、多剤処方による健康被害のリスク軽減など、健康管理をサポートしてくれます。

5 お薬手帳を活用しましょう

お薬手帳を作って記録しておけば、薬の重複や飲み合わせのトラブルを未然に防ぐことができます。また、複数のお薬手帳は**1冊にまとめて管理**しやすくしましょう。

6 上手にセルフメディケーションしましょう

セルフメディケーションとは、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」です。日ごろから自分の健康状態と生活習慣をチェックし、ちょっとした体調不良の際に、**OTC医薬品（薬局などで市販されている薬）**を上手に使って自分自身で健康の維持や病気の予防・治療にあたりましょう。

OTC医薬品の購入費用はセルフメディケーション税制による所得控除の対象となる場合があります。詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

●「第三者行為」で負傷した場合はまず連絡を！

平川市国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方が、交通事故や暴力など**第三者（自分以外の人）の行為**で**負傷**したり**病気**になったりした場合でも、**保険証を使って治療**を受けることができます。

しかし、その治療費は本来加害者が負担するべきものですので、一時的に立て替え払いし、後日、加害者にその治療費を請求することになります。届出が必要となりますので、第三者の行為で負傷して、保険証を使って治療を受ける場合は、必ず税務課国保係まで速やかにご連絡ください。

「第三者行為」に該当する事例

- ・交通事故（バイクや自転車によるものも含む）
- ・不当な暴力や傷害行為によるケガ
- ・購入食品や飲食店などでの食中毒
- ・他人のペットなどによるケガ
- ・他者所有の建物での設備の欠陥などによる事故
- ・スキーやスノーボードなどの接触事故 など



※医師の診察を受ける際は、第三者行為によるケガなどであることを伝えてください。

※加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると保険証が使えない場合があります。示談を結ぶ前にご連絡ください。

※自損事故や業務中の事故の場合もご連絡ください。

..... 屋外広告物等は申請が必要です！

市では青森県屋外広告物条例に基づき、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的として、屋外広告物の表示および設置を規制しています。

■屋外広告物とは？

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建築物の壁面や屋上に設置された広告物などのことをいいます。

■屋外広告物の規制

市内に屋外広告物等を設置する場合、次のような規制があります。

- 1 **禁止広告物** 落下などの危険性のある広告物は、どのような場合でも一切表示および設置することができません。
- 2 **禁止地域** 該当する地域では、広告物の表示および設置が原則として禁止されます。
- 3 **禁止物件** 該当する物件には、広告物の表示および設置が原則として禁止されます。
- 4 **許可地域** 該当する地域では、広告物を表示および設置するためには、原則として許可が必要となります。

●屋外広告物の申請

新たに許可が必要な屋外広告物等を設置しようとする場合には、次の書類（各2部）が必要になります。

- 1 屋外広告物等許可申請書
- 2 広告物を表示し、または掲出物件を設置する場所を示す図面
- 3 広告物または掲出物件の形状、寸法、材料、構造、設置の方法等に関する仕様書および図面
- 4 広告物を表示し、または掲出物件を設置しようとする土地または建築物等が他人の所有または管理に属するものである場合は、その所有者または管理者の承諾があったことを証する書面
- 5 他の法令による許可または確認を必要とする場合は、これらがあったことを証する書面またはその写し

市ホームページ
屋外広告物等の規制



[問合せ] 建築住宅課 都市計画係 ☎55-7437 (第2庁舎)

..... 地区計画を守りましょう！

地区計画区域内においては、各種建築関係法令のほか地区計画に沿って建築物を計画していただき、建築または開発行為に着手する30日前までに届出をお願いします。

計画名称	計画区域	用途制限		色彩の制限	道路に面するかき、またはさくの制限(門を除く)
大光寺地区計画 第二大光寺地区計画	大光寺二村井付近	右記の建造物(これに附属する建築物を含む。)以外の建築物は認められません。	・住宅 ・兼用住宅 ・共同住宅、 寄宿舍、下宿	なし	なし
新館地区計画	新館藤山付近		・住宅 ・兼用住宅		
光城団地地区計画	光城一丁目～七丁目付近	第二種中高層住居専用地域において認められない一定規模以上の店舗、事務所、工場等の建築物は認められません。 ※その他の用途制限は市ホームページをご確認ください。	【屋根】 黒、茶、深緑を基調としたおちついたもの	【構造】 生け垣 【高さ】 1.5m程度	
第二みなみの地区計画	猿賀南野南田付近		【屋根】 黒、茶、緑を基調としたおちついたもの		

※その他、容積率、建ぺい率、壁面の位置などの制限があります。

届出方法や制限の詳細などについての確認がありましたら、お気軽にご連絡ください。

市ホームページ
地区計画について



[問合せ] 建築住宅課 都市計画係 ☎55-7437 (第2庁舎)